

分権型社会にふさわしい大都市制度の早期創設



現行の指定都市制度は、
「暫定的な措置」として創設されたもので、
指定都市自らが大都市問題を主体的かつ
迅速に解決していくのに不十分な制度

現行制度の問題点

○大都市への事務配分は、特例的・部分的
⇒ 一体性・総合性の欠如

○役割分担に応じた税財源措置が未実施

※道府県に代わって行っている事務に対する税制上の措置不足額は約 2,400 億円（平成 17 年度予算）

	道府県に代わって負担している経費	税制上の措置額
児童相談所 衛生研究所 の設置・運営など	2,087 億円	2,429 億円
国・道府県道 の管理	1,686 億円	1,344 億円

税制上の手当てがありません！

地方道路譲与税等で
手当てされています。

○道府県との役割分担が不明確
⇒ 「二重行政」の弊害

**包括的な事務権限と
自主財源が必要！！**

【指定都市の訴え】

- 大都市特例税制の創設
 - ・ 大都市特例による事務配分に見合った道府県から指定都市への税源移譲
- 新たな大都市制度の創設
 - ・ 国、広域自治体が担うべき事務以外のすべての事務を指定都市が実施
 - ・ 指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障

新たな大都市制度が創設されれば・・・

- 住民の視点に立った指定都市の自発的な取り組みが可能
- 我が国総人口の約 2 割にも及ぶ多くの住民が地方分権の実を実感
- 基礎自治体優先の原則を徹底する真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度構築の先駆け



地方分権をめざした関係法令の一括した見直しにあたっては、
都道府県・市町村一般についての議論だけでなく、
大都市制度についても十分な調査審議を行ってください！！